

付
編

払田柵跡第一〇七次調査出土の木簡

国立歴史民俗博物館

秋田大学
東京大学大学院

三熊平

上田川

喜亮

孝介南

凡例

第一章 木簡の釈文と解説

〇×一一九二

三回

「鹿毛牡馬者
解 申請馬事 右件馬□□□代□□□當子弟貴當生」

280×38×12

完形。

郡司子弟の貴當生が、鹿毛牡馬の支給を申請した文書木簡。「右件馬」のあとに「□□□代」は馬を申請する理由を記したものと思われるが、その内容は不明である。「子弟」の上に「當」の墨痕が確認できるので、「子弟」の上の「」字分は「別當」が入るとみてよいだろう。「別當子弟」については第二章参照。

三回

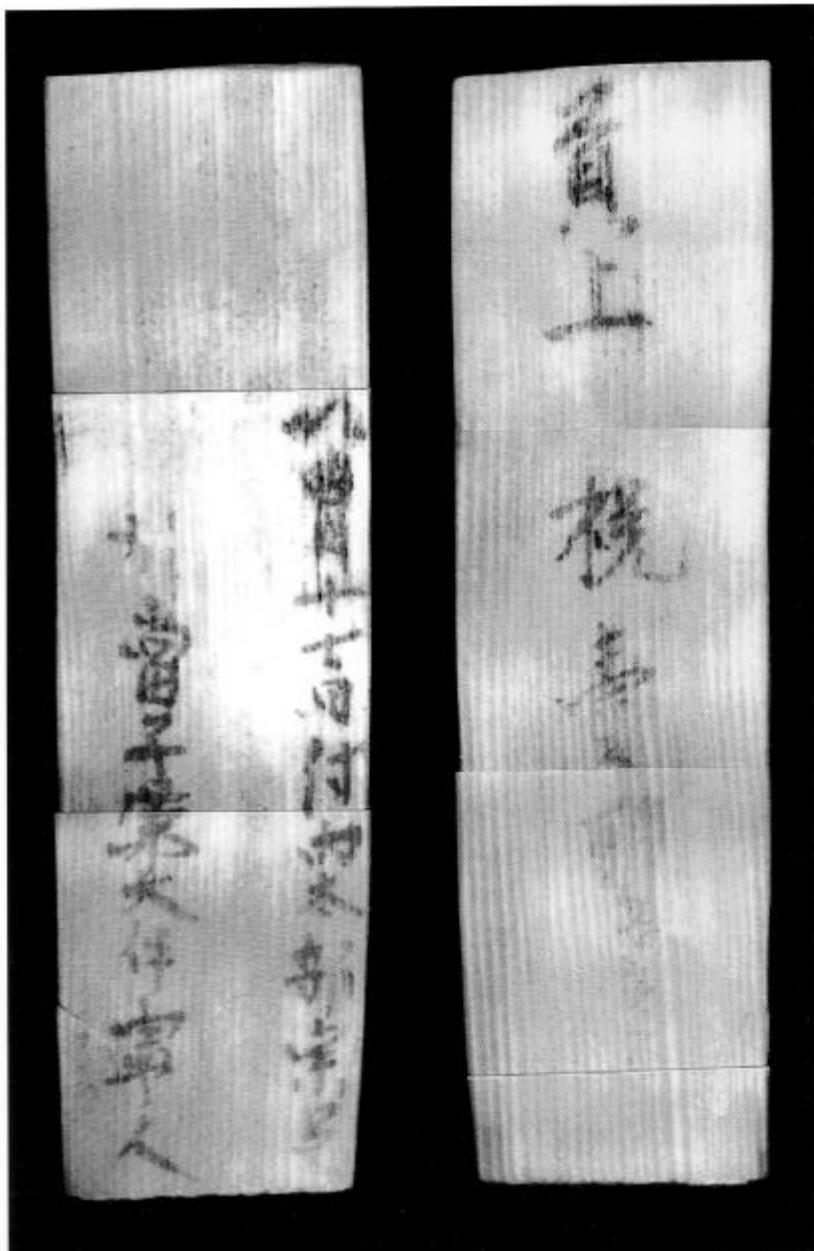
「貢上 祝賣〔副力〕
以四月十日付穴太部□□□足」

159×46×4

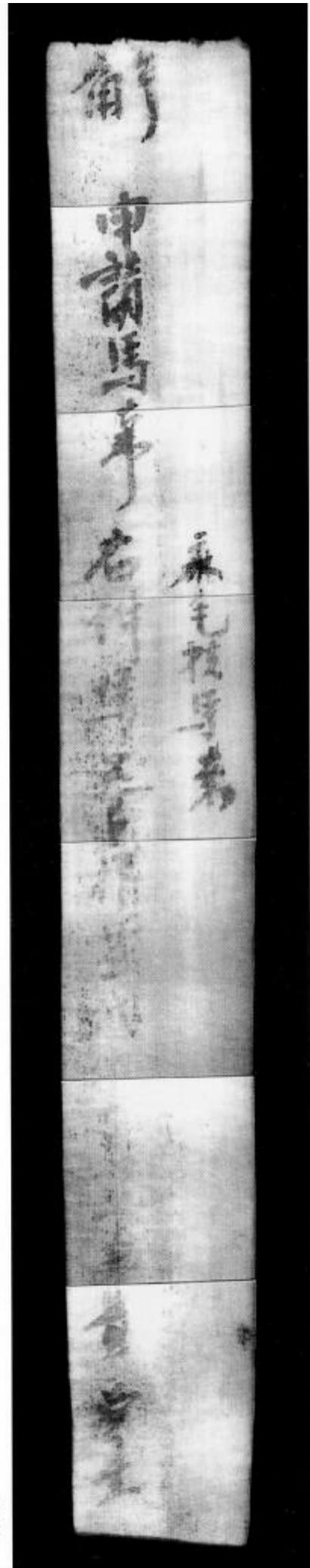
完形。

別当子弟太伴寧人が、「祝賣（はふりめ）」を貢上する旨を記した文書木簡。書き出しが「貢上」で始まる文書は、正倉院文書の経師貢上文（大日本古文書一七一—七四、二三一—三九）などにみられる。その場合、「貢上」の下に書かれる対象者は「経師一人」というように、職名が書かれることが一般的なので、本木簡にみえる「祝賣」も個人名ではなく職名であろう。「祝賣」は神社の祝（はふり）の職に就いた女性を意味すると考えられる。文献上では『類聚三代格』巻一、貞觀十年（八六八）六月二十八日太政官符に「女祝」の語が確認される。

大伴氏は、弘仁十四年（八二三）にウジ名を伴氏に改めているので、本木簡の年代は八二三年以前と特定できる。
「穴太部」は、出羽国においては、秋田城漆紙文書の第一号文書（出舉帳様文書）に「穴太部道石」が、秋田城出土木簡一〇七号削肩に「穴太マ□」がみえる。



一三五



一三六

三八

「以三月三日下給物事
○弟長米七日片

(124) × 44 × 7

上端、両側面は原形をとじめている。下端は一次的に圭頭状に成形している。裏面の調整は粗い。穿孔あり。米の支給についての記録簡と考えられる。「弟長」は人名か。

三九

〔穀力〕
□ 熱十等 □ □ □ 〔下毛野力〕

上下端および右側面欠損。

文書木簡の署名部分か。「熱十等」の上には「大穀」あるいは「少穀」が想定できる。

三八

一升 安古丸一升 真福一升

(247) × (27) × 4

□

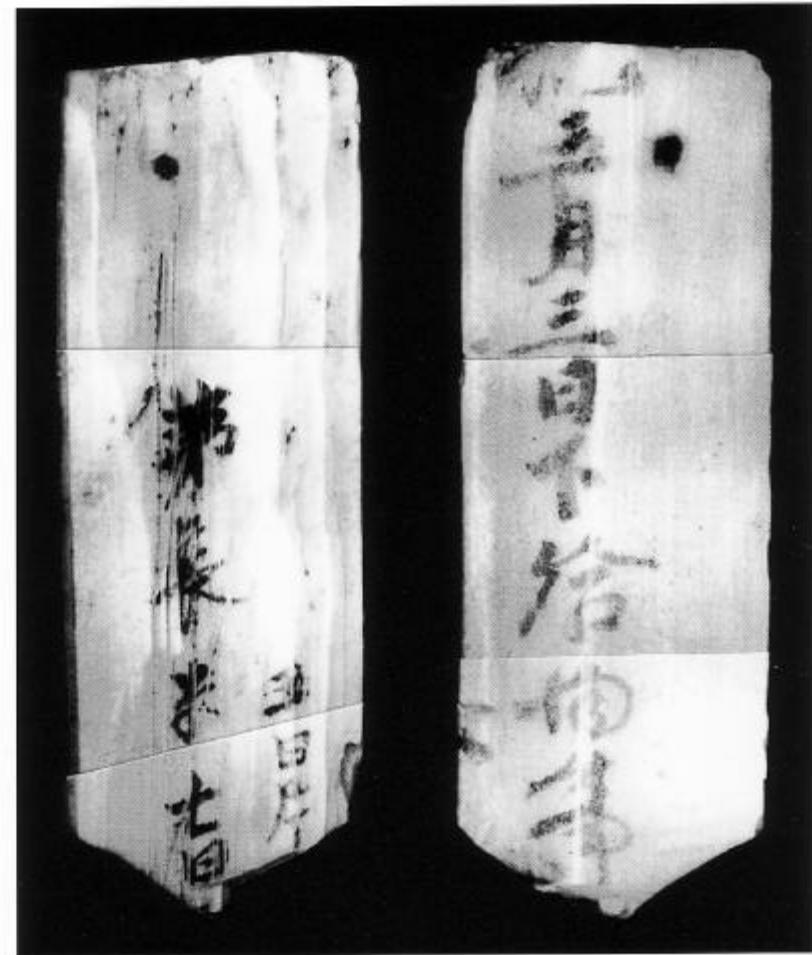
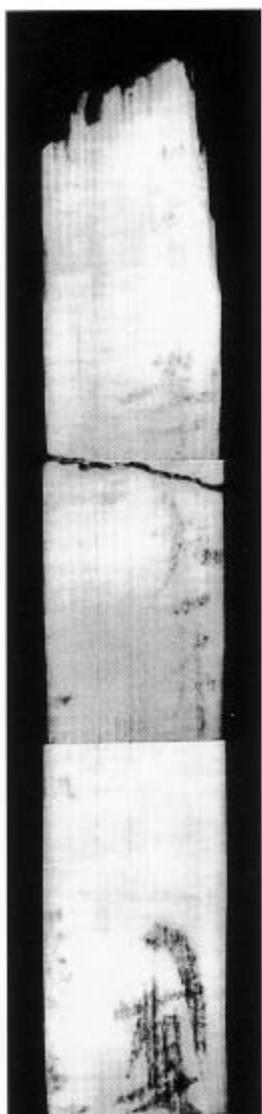
□

」

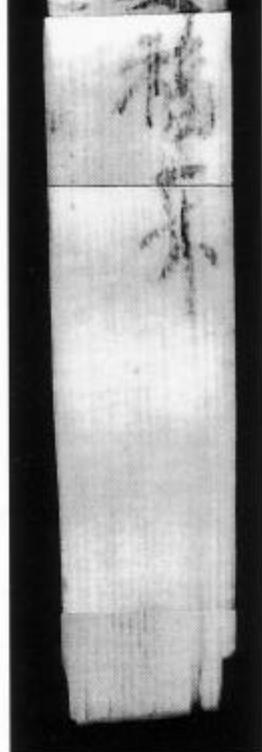
上端欠損。

複数の人物に米などの物品を支給した際の記録簡か。鉤型の合点があるので、支給の際にこの木簡を用いて点検を行っていたものとみられる。人名にウジ名が記されていない点が特徴的である。本木簡と酷似する記載様式を持つ木簡としては、秋田城第五四次調査出土の一八号木簡(『秋田城出土文字資料集Ⅱ』)があげられる。

人名の「某麻呂(万田)」を「某丸」と表記する古い例としては、藤原宮跡出土の弘仁元年(八一〇)の年紀をもつ初期莊園の記録簡(帳簿)に、「淨丸福丸等」とあることから、九世紀初頭にはすでに人名に「丸」が使われていたことが知られる。



三六



三七

三七

三八

三五

□ 志手古一 □ 本一

左側面欠損。

三八号と同様、人名と数量が列記されている。記録簡であつた。

四十

□ 数

右側面欠損。

□

四一

□ 大伴

左側面欠損。

 $(67) \times (12) \times 2$

四二

□ 荒

 $(59) \times (12) \times 3$

四三

子弟長〔上毛野カ〕

上下端および両側面欠損。裏面は一次的なサキ。

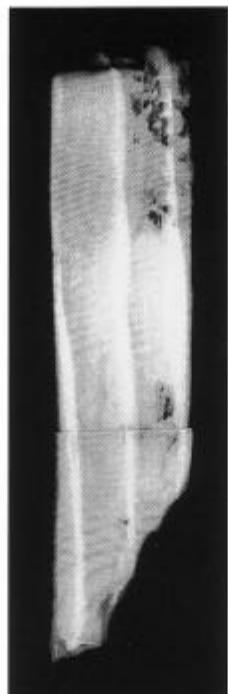
 $(111) \times (12) \times 4$

職名に続けて人名が記されていると考えられる。「子弟長」は郡司子弟の中の「長」という意味である。

 $(326) \times (10) \times 5$



四一



四〇



三九（縮尺二分の一）



四三



四二

図

下毛野高祢
欠二人

大伴
田力
絆
□

上端欠損。下端焼損。両側面欠損。
歴名簡か。

(283) × (12) × 11

図

〔作力昨力〕
□

三宅部常
〔戦力〕
□

(269) × (10) × 14

上端欠損。下端焼損。両側面欠損。非常に厚手の材を使っている。四四号と材、加工が一致している。あるいは同一個体か。
歴名簡と思われる。

図

「白春米一斗六升」
六月十八日

112 × 18 × 5

完形。

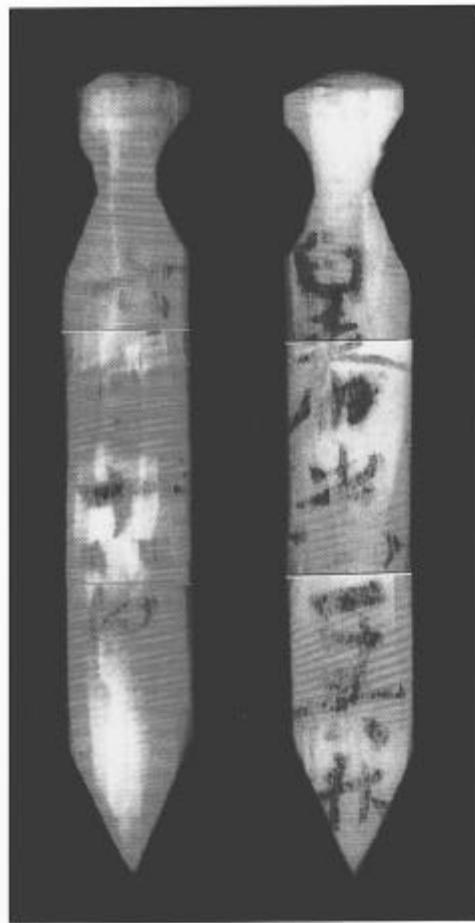
春米付札。『日本三代実録』元慶五年（八八一）三月一「十六日条に、出羽国の鎮兵の日糧として一人あたり米一升六合、兵士の日糧として一人あたり八合をそれぞれ充てるとある。本木簡にみえる「一斗六升」は鎮兵でいえば十人分、兵士でいえば二十人分の日糧にあたる。

図

(70) × (22) × 3

・□□□
俗□
俗□
・
□□□
并ホ
回

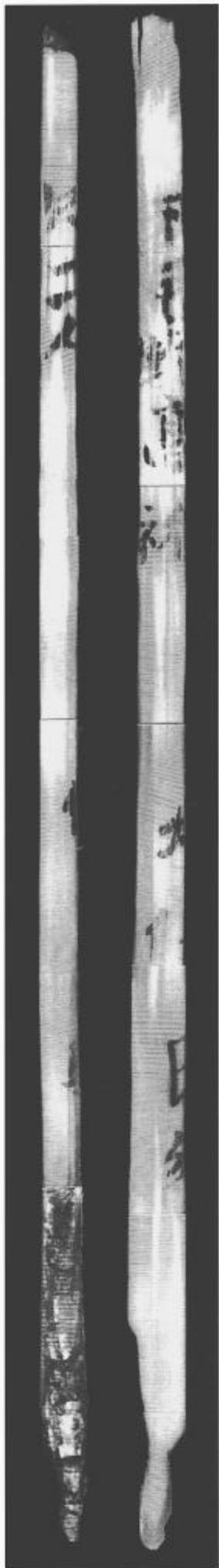
上・下両端および右側面を二次加工している。



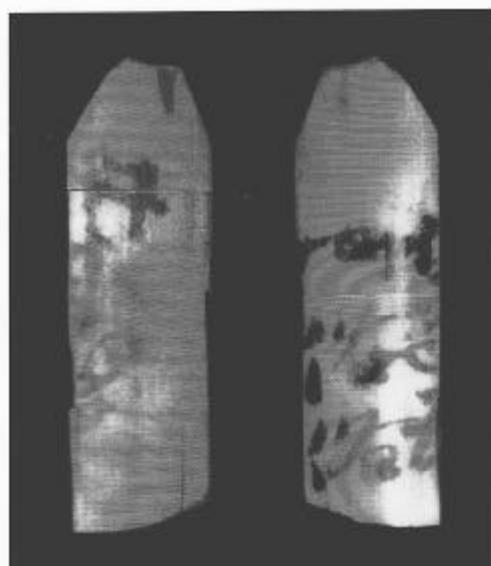
四六



四五



四四



四七

四八

□□土成身可□
□□長惠德□

馬形状を呈する木製品に転用されていぬ。
何らかの典籍の抜書か。

四九

此於事□□

左側面欠損。

五〇

「余」

右側面部、下端部欠損。裏面無調整。

五一

□□仕

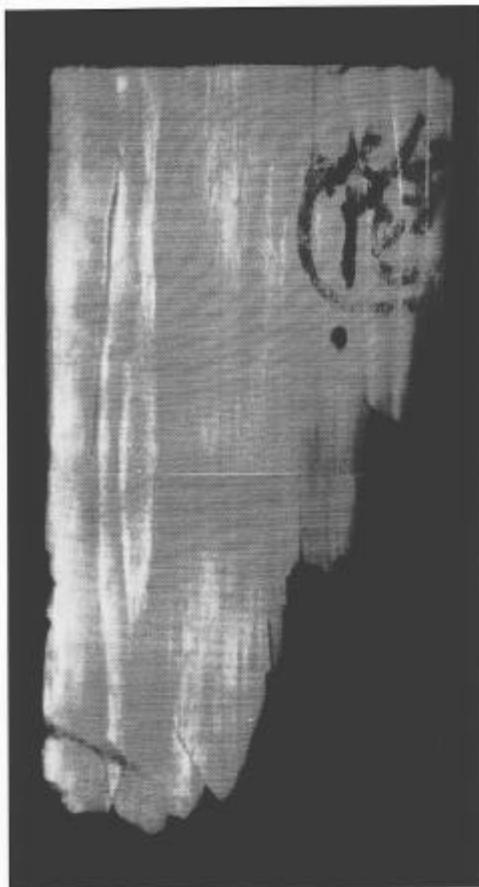
両側面欠損。

(138) × (26) × 8

(107) × (57) × 6

(58) × (16) × 2

(78) × (29) × 3



五〇



四九



四八



五一

■

□〔客力〕

上端部焼損。左側面欠損。

・□□○
○□□□

□□□□□
□□□□□

中間部、腐食により文字欠損。

266×23×5

■

□

八角柱状木製品に転用。上端左右に切り込み。

■

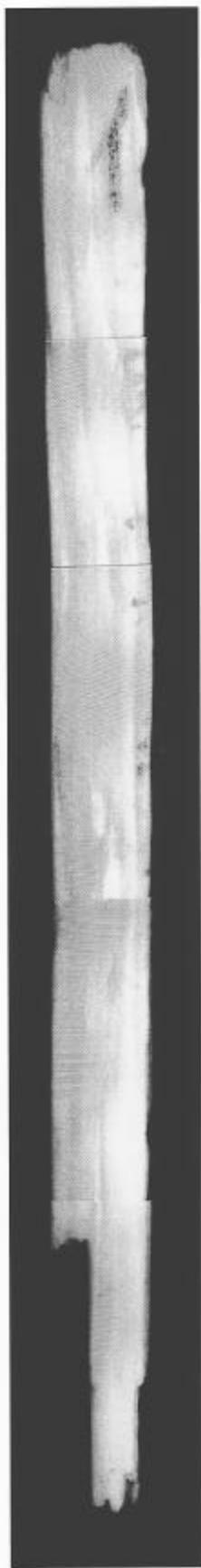
□□□□□□□

右側面、下端部欠損。

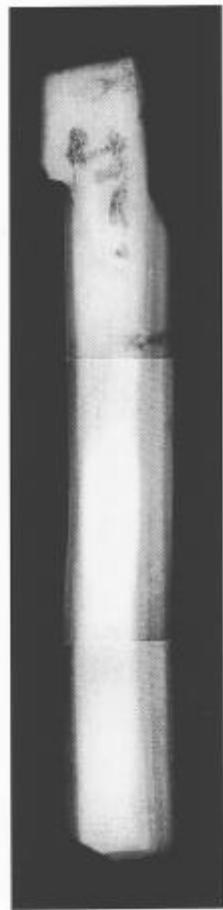
(113)×(22)×15

(229)×(19)×9

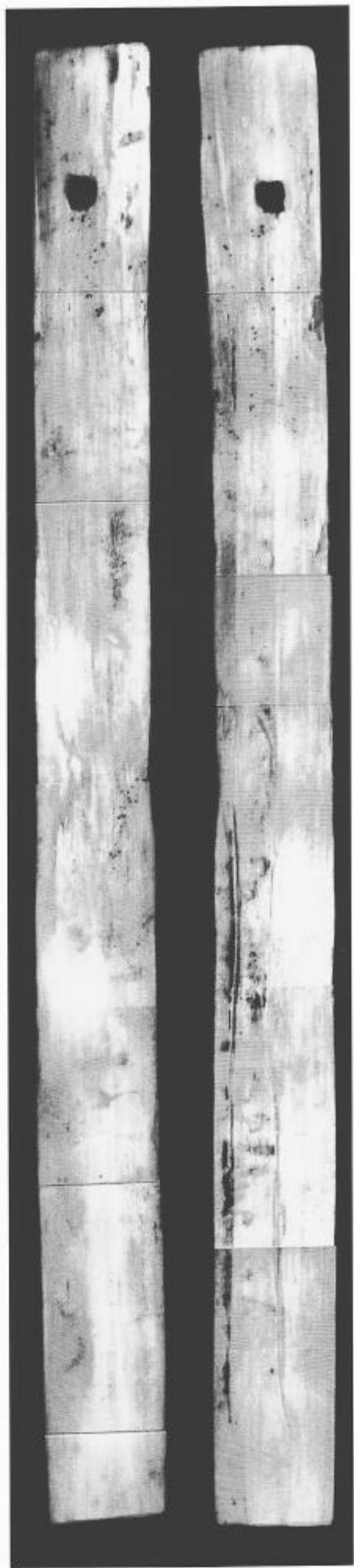
(146)×(14)×3



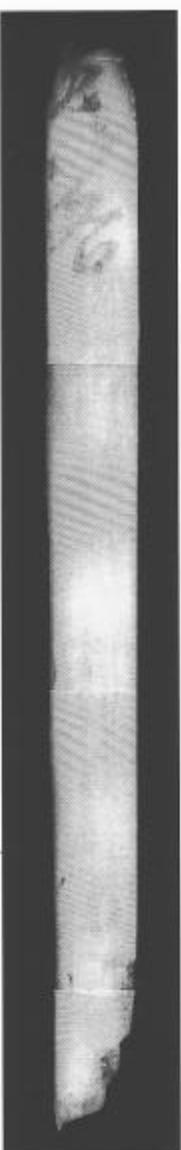
五五



五四



五三



五二

図

・ □ □
□ □ (右側面)

(150) × (12) × 14

図

□ □

(130) × (21) × 8

図

□ □ □ (記か)

両面欠損。全面に薄墨痕あり。

(201) × (11) × 8

図

「具 狄藻肆拾 □

上端は原形をとどめている。右側面欠損。

(削屑)

「具」を木簡の書き出しと考へると、本木簡は「狄藻」を具したい」心を記した文書木簡である考へられる。しかし「具」の書き出しが始まる文書の類例はこれまでみられない。「狄藻」については第一章参照。

図

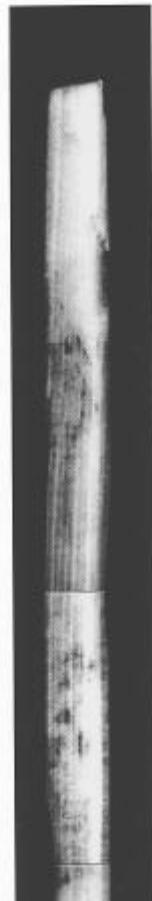
「 □ (召か)

□

(削屑)



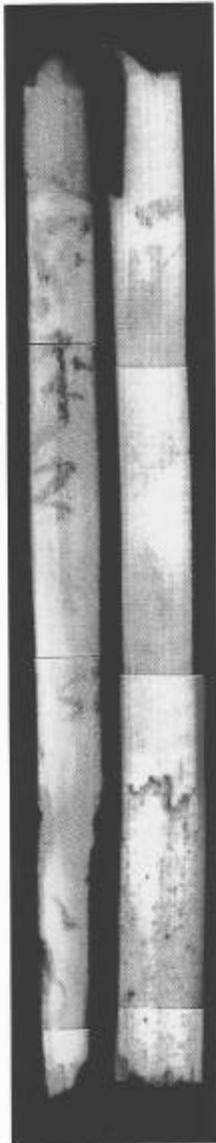
五九



六〇



五七



五六



五八

子弟

(削屑)

 山道 矢田 部弓取

人名を列記した木簡。「矢田部」は、出羽国においては、秋田城第五四次調査出土木簡の中に、一六号「矢田マ子酒万呂」、同八六号「矢田部小黒」、同一〇六号「矢田マ宅麿」が確認できる(『秋田城出土文字資料集II』)。

 窓 部弓取

六二号「矢田部弓取」と同一人名を記したものか。

(削屑)

 窓 部弓取

伴
 净
 繼
 力

 窓 部弓取

有
 伴
 繼
 力

「有」の字は墨が薄く、「」の字は、墨が濃い。

(削屑)

 窓 部弓取

猪

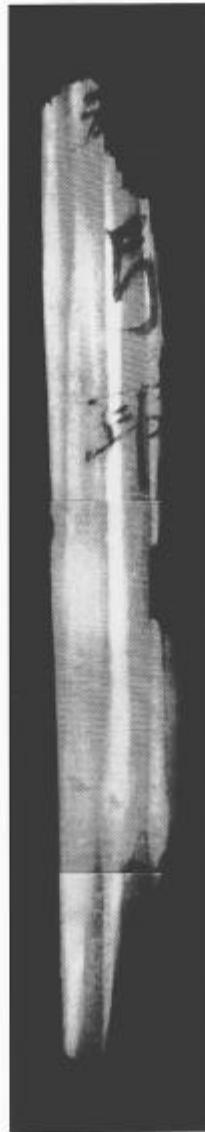
(削屑)

猪

(削屑)



六四



六三



六一



六五



六二（縮尺二分の一）



六七



六六

六

〔艮〕
艮
艮

〔道力反力〕

七
□弟
□酒力

S B — — 八九 A

(削肩)

(削肩)

得得得得得
□有力

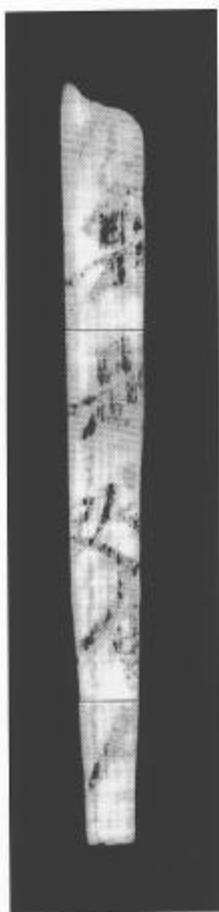
(209) \times (21) \times 11

得 得 得 得 得 得 〔有力〕

左側面欠損。上端部焼損。

尤是是久會
兩側面欠損。 □

(107) \times (12) \times 10



七三



七一



六八



六九



七〇

七

〔二〕カ
□ 頃
□
両側面欠損。

七

毛
野
朝

七

□

〔子
カ〕
□

七

猾
猾
猾
猾

隸書風の習書。
第一章参照。

(削
屑)

(削
屑)

(削
屑)

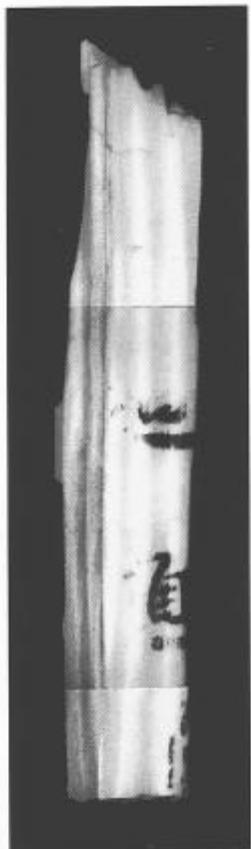
(107) × (21) × 11



七五



七四



七三



七六

𠂔

𠂔

𠂔

𠂔

𠂔

𠂔



〔陀
カ〕



□
〔篇〕
□

黄
他に墨痕あり。
廣

息
息

〔削
屑〕

〔削
屑〕

〔削
屑〕

〔削
屑〕

〔削
屑〕

〔削
屑〕



七九



七八



七七



八二



八一



八〇

第二章 主な木簡の検討

一 木簡の全体的特徴

今回払田柵跡からは、四九点の木簡が出土した。その全体的特徴を整理すると、おおよそのようになろう。

① 形状

完形木簡は、三四、三五、四六号の三点のみである。完形でないこの要因は、腐蝕等によるものではなく、削肩二点も含めて、木簡の廃棄に関わって削り取られたり、割られたり、折られたりした行為と理解できる。

② 内容

木簡を内容により大別すると、次のとおりである。

文書木簡……三四、三五、三六、(三七)、(四三)、五九、(六〇)、(六一)

※()は文書木簡の一部分と推定されるもの。

記録簡(歴名簡)……三八、三九、四一、四四、四五、六一、(六三)、(六四)、(七〇)、(七四)　※()は人名一名のみのもの。

記録簡(典籍カ)……四八

付札……四六

習書……四七、六五、六七、六八、七一、七二、七六、七七

不明……四〇、四二、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、

五五、五六、五七、五八、六六、六九、七三、七五、

七八、七九、八〇、八一、八二

内容的傾向としては、歴名簡と習書が目立っており、付札が一点しか確認できないのも特徴といえよう。

認

③ 年代

木簡の年紀は全く認められない。ただ、三五号「大伴寧人」、四一号「大伴」の二点は、弘仁十四年(八二三)に淳和天皇の諱大伴を避けて、大伴氏を伴氏に改めたこと(『日本後紀』弘仁十四年四月壬子条)によつてゐるので、木簡の年代を八二三年以前とみることができるのである。

④ 木簡の書式の類例

今回出土した木簡と類似する書式を持つ史料を、二つほどあげておく。

a 三五号「貢上」木簡と類似した書式を持つもの

正倉院文書「経師貢上文」

(続々修三十九帙一裏、大日本古文書一七一—七四)

貢上 経師

矢作廣嶌 上総国武射郡畔代郷戸主矢作廣麻呂戸口

神護景雲四年六月十四日

「大僧都法進」

書き出しが「貢上」で始まっている点が三五号木簡と一致している。

「貢上」の下に続けて記される貢上対象者が、個人名ではなく「経師」という職名になっている点も特徴的である。三五号木簡の「祝賣」も、個人名ではなく職名と考えることができる。

b 三八号・三九号「歴名簡」と類似した書式を持つもの

秋田城第五四次調査出土一八号木簡(『秋田城出土文字資料集II』)

・「(ノ子太)□一升 夜□矢一升 伊佐伎一升 □鑑取
一升 伊波□一升」

・「伊佐伎三升 真紀二升 子□一升 □手一升」

人名と数量(升)が列記されている点、鉤型の合点が付されている点、人名にウジ名が記されていないなどの点で、両者は著しい共通性を持つ。こうした書式の共通性は、木簡の内容、作成目的などを考える上で今後な

んらかの手がかりになるかもしない。

二 「別当子弟」

三四号は、「^{〔別〕}當子弟貴當生」という人物が「鹿毛牡馬」を請求した文書木簡で、三五号は、「別當子弟大伴寧人」が「祝賀（はふりめ）」という女性を貢上したという文書木簡である。ここで、両者に共通して、文書の差し出し者の署名として「別當子弟」の語がみえる。「別當子弟」の初出史料であるが、従来、正倉院文書や平城宮出土木簡などに「別當舍人」「別當史生」がみえており、これらの例を参考にすると、ここは「別当であるところの子弟」と解すべきであろう。

「別當」とは、『国史大辞典』が明解に説明しているように「本官を持つ者が別に他の機関の長の職にあたること」であり、前述の正倉院文書や平城宮木簡などの例から奈良時代前期からすでに別當制は存在していたと思われる（梅村喬「所」の基礎的考察』『日本律令制論集』上、吉川弘文館、一九九三年）。

ところで、「別當」の語は、同じ奈良時代の文献にみえる「専當」や「主當」の語と類似の表現ではあるが、両者の意味は明確に異なる。

最も分かりやすい例を挙げると、天平六年（七三四）につくられた出雲国計会帳の中では、出雲国司小野臣淑奈麻呂に、「通りの職務の表記がなされている。一つは、天平五年九月の節度使解文として「別當国司目正八位下小野臣淑奈麻呂」、同十月の節度使符として「造兵器別當国司目正八位下小野臣淑奈麻呂」とあるように「別當」とするものであり、もう一つは、同五年八月の弁官への解で「主当地子交易国司目正八位下小野臣淑奈麻呂」とあるように「主當」とするものである。この表記の違いは、前者が国司の本来の職務ではなく、節度使の職務に関わるものであり、後者が

国司の職務に関わるものであつたことによると考えるのが自然であろう。すなわち、「主當」「専當」とは、専ら本官の職務のある部分を担当する場合のみ使われる表現であり、本官を越えた職務の場合には必ず「別當」の語が使われていたと考えられるのである。

同様の例は『類聚三代格』巻五に収載する大同三年（八〇八）太政官奏にもみられる。これによると、大宰府官人を「別當」として筑前国に分置して国務を担当させるか否かの議論がなされており、ここでも大宰府官人が自らの職務を越えて筑前国の国務を担当することを「別當」と表現していることがわかる。結局「別當」とは、自分の本来の職務を越えて他の機構の職務を兼帶する場合にのみ用いられる表現であると考えられる。払田柵出土木簡の「別當子弟」にも、この原則はあてはまるものと考えてよい。

そこで次に問題になるのが「子弟」の語である。一般に「子弟」といえば郡司子弟と考えるのが自然であろう。郡司子弟については平野友彦氏の研究が参考になる。平野氏によれば、郡司子弟は、大領・少領・主政・主帳といった郡司とならんで、在地においてある政治的地位を占めており、郡司の職員に準ずるものとみなされ、郡の職務を分掌・遂行していたという（『郡司子弟小論』『日本古代政治史論考』吉川弘文館、一九八三年）。払田柵出土木簡に見える「子弟」も、まさにこうした郡司子弟の評価となるものであろう。

そのように考えるならば、この署名に「別當」と付されている意味も説明できよう。「子弟」は「郡司子弟」であり、本来郡の職務を遂行する責務が課せられていた。その子弟が、その郡務を越えて、払田柵（城柵）という別の機構のある特定の職務を兼帶したために「別當」の語が付されたのである。すなわちこの「別當子弟」の語からは、郡司の「子弟」が、払田柵の特定の職務を帯びた「別當」として出仕していた事実が伺えるのである。

また、四五号には「子弟長」の語が見える。「子弟長」の初出史料である。三四号と三五号木簡の「別当子弟」が別人であることや、「子弟長」の存在から、払田柵には複数の郡司子弟がいて、様々な職務を分掌し、しかもそれら「子弟」を統轄する「子弟長」が存在していたという事実は興味深く、今後、郡司子弟の存在形態を考えていく上で重要な史料となるであろう。

こうした木簡との関連で見逃せないのは、従来の諸史料に見える子弟の軍事的役割である。有名な事例としてはまず、延暦十一年（七九二）の「健兒」の設置があげられるが、この他に注目されるのは『続日本紀』天平宝字五年（七六一）十一月丁酉條の東海・南海・西海道節度使設置の記事である。東海道では「兵士一万五千七百人」とならんで「子弟七十八人」が検定され、南海道では「兵士一万二千五百人」「子弟六十二人」が検定され、西海道では「兵士一万二千五百人」「子弟六十二人」が検定された。この記事は、子弟の軍事的役割を示す好例であるとともに、郡司子弟が集團として把握され、「子弟長」なるものの存在をきわめて自然に理解できる史料といえるだろう。さらに、払田柵が夷狄に対する軍事的要請から作られた城柵であることを考えると、軍事的役割を担っている郡司子弟たちが、城柵内の職務を「別当」という形で広範に分掌していたという実態も、十分に想定することができる。

蝦夷政策と郡司子弟との関わりとしては、『続日本紀』延暦二年（七八三）六月辛亥條に「坂東八国」の「散位子、郡司子弟、及浮右類」に「用兵之道」を習わしめたという記事がある。この記事から払田柵に出仕していた「子弟」とは坂東諸国の子弟ではないか、という可能性も考えられる。しかし、本木簡の署名部分には単に「子弟」としか書かれていないことや、三五号木簡にみえる祝賀の貢上という職務内容が、在地との結びつきを前提として成立していると判断するならば、出羽国内の「子弟」と考えるの

が妥当であろう。

なお、出羽国内の「子弟」の職務について具体的に知ることのできる文献史料としては、『類聚三代格』承和十二年（八四五）正月二十五日太政官符に「応陸奥出羽両国貢上雜物使等以初位以下子弟差充進上事」とあり、郡司子弟の職務の一つに中央への「貢上雜物使」があつたことがわかる。ただし、三四号、三五号の文書木簡にみえる馬の請求や祝賀の貢上が、「別当子弟」のいかなる職務上の必要から生じたものなのかについては今のところ不明である。この点については、さらなる文字資料の出土を待つて検討していかなければならぬだろう。

三 ウジ名（上毛野・下毛野・大伴）

三七号「□□□」、四三号「子弟長□□□」、四四号「下毛野高祢」、七四号「毛野朝」のように、上毛野、下毛野というウジ名が目立っている。この上毛野・下毛野というウジ名は、もちろん東国の上野・下野両国に深く関連するが、その実態は次のとおりである。

陸奥・出羽両国から他の地域（内国）への移住が積極的に実施されているが、俘囚郷（夷俘郷）の存在は、明らかにその集團移住の事実を伝えるものとみなしてよいであろう。その俘囚郷（夷俘郷）は『和名類聚抄』によれば、上野国には碓氷郡・多胡郡・緑野郡の三郡に存在する。興味深いのは、弘仁三年（八一二）に「出羽国の田夷置井出公皆麻呂十五人に上毛野緑野直の姓を賜う」とみえることである（『日本後紀』弘仁三年四月庚子條）。さらに陸奥国の改賜姓においても上毛野氏とするものが多いことも周知のとおりである。

こうした点から、今回の「上毛野」「下毛野」というウジ名は、一応出羽国内の分布を想定しておくべきであろう。

一方、三五号・四一号・四四号の大伴氏についても、『日本後紀』弘仁二年（八一二）九月壬辰朔条に「出羽国人少初位下无耶志直膳・大伴部廣勝に姓大伴直を賜う」とあることから、出羽国内における分布が確認できる。この点からも、三五号の「別当子弟大伴寧人」は出羽国内の郡司子弟と考えてよいであろう。

四 「狄藻」

五九号木簡に海藻類を示す「狄藻」という物品がみられる。

「狄藻」は、文字通り「狄が貢進した海藻類」とする解釈と、「えびすめ」と訓んで「昆布」とする解釈が考えられる。

「昆布」は『和名類聚抄』に「和名比呂女、一名衣比須女」とあり、「えびすめ」と訓まれていたことが知られる。実際、『延喜式』（民部下）に諸国交易雑物料として陸奥から昆布を貢納することが定められている。陸奥およびそれ以北を主産地とする海藻類であったため、「えびすめ」とよばれたのである。

「狄藻」を「えびすめ（昆布）」とした場合、昆布が出羽国で産出されないという点が問題となる。昆布は、函館付近を主産地として、北海道から宮城県七ヶ浜町沿岸までに分布しており、日本海側には分布していない。太平洋側でのみとれる昆布を「狄藻」と表記したと考へることにはやや問題が残る。

一方で「狄」の用例に着目すると、「津輕狄俘」（『日本後紀』弘仁五年（八一四）十一月己丑条）、「渡島狄」（『日本後紀』弘仁元年（八一〇）十月初条、『日本紀略』寛平五年（八九三）閏五月十五日条）など、津輕以北の地域に対しても「狄」の呼称が使われていたことが知られている。

また、『続日本紀』宝亀七年（七七六）五月戊子条に「出羽国志波村賊」

が叛逆したという記事があり、少なくとも八世紀後半には志波村を中心とした地域が出羽国司管掌下にあった可能性が指摘されている（熊田亮介「蝦夷と蝦狄」『東北古代史の研究』一九八六）。「志波村」が一時期出羽国に属していたとする、「志波村賊」を指して「狄」と称していた可能性もある。

以上のように、「狄」の対象地域を、日本海側のみならず、津輕以北や太平洋側まで拡げて考えができるならば、「狄藻」＝昆布の可能性も十分想定することができる。現段階では、いずれとも判断しがたいが、「狄」の用例を考えていく際の貴重な資料となることに間違いないであろう。

五 書体

七六号木簡は、「猾」という文字を習書している。その書体は他に比しきわめて特異とみてよい。図1でも明らかに、七六号木簡の「猾」（図3）の書体は隸書風の筆画といえるであろう。これまでも正倉院文書において、例えば、聖武天皇の宸翰「雜集」は、内藤乾吉氏によれば、繊麗な筆法に遊糸が盛んに用いられていて唐の褚遂良の影響が認められ、またところどころに隸書風の筆画が存し六朝の古風を伝えていると指摘している（正倉院事務所編『正倉院の書蹟』一九六四年）。ただし、「雜集」は

5-29

隸辨

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29

5-29



図3 第76号木簡（2倍）

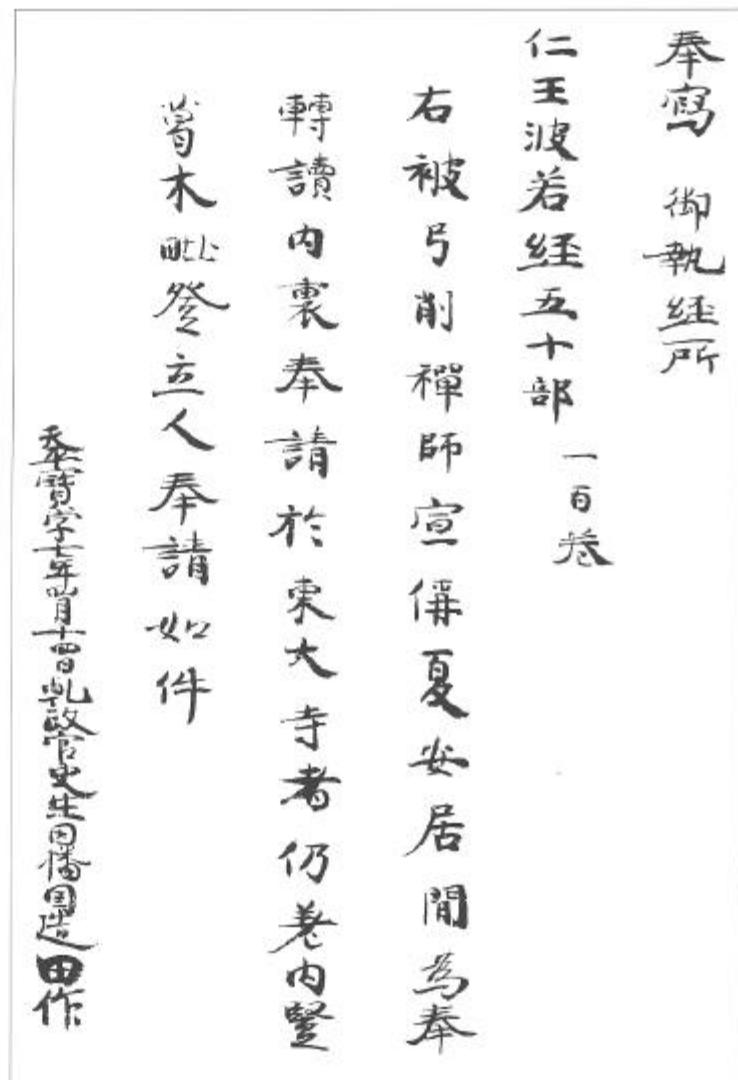


図2 奉写御執經所請縕文 正倉院文書別集4 複製品（国立歴史民俗博物館所蔵）

〔『大日本古文書』5-434~435〕（宮内庁正倉院事務所 写真掲載許可済）

楷行の中間で隸書の筆意を交えているという
のであり、正倉院文書としては、むしろ図2に
掲げた乾政官（太政官の唐名）史生の因幡国造
田作の書が隸書体を典型的に伝えている。

本木簡の検討にあたり、東京大学 佐藤信、
宮内庁正倉院事務所 杉本一樹氏に貴重な御教
示をいただいた。



三四



三四



四〇



四一



四二



四三



四四

